

商品概要説明書

カードローン切替プラン

2025年4月10日現在

ご利用いただける方(借入条件)	次の条件を満たしている個人を対象といたします。 ・当金庫の会員、または会員資格を有し、申込時年齢が満20歳以上の個人の方 ・返済の見込みがあり、借換え時点で元本が貸越極度額を超過していない方 ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方			
お使いみち	申込人に係る次の資金 ①申込人が借り入れた当金庫の基金保証付カードローンの借換え資金 ②申込人が借り入れたカードローン、住宅ローン以外の当金庫基金保証付借入の借換え資金(①と合わせた申込に限ります)			
ご利用限度額	・1万円以上500万円以内(1万円単位)			
ご利用期間	ご利用金額に応じて次のとおり			
	ご利用金額	ご利用期間	ご利用金額	ご利用期間
	30万円以内	3年以内	100万円超200万円以内	8年以内
	30万円超100万円以内	5年以内	200万円超500万円以内	10年以内
※ご利用金額200万円までは、当金庫が特に認められた場合に限り、上記ご利用期間に、それぞれ2年を加えた期間まで可				
ご融資利率	・当金庫所定の利率とさせていただきます。(固定金利)			
ご返済方法	・毎月元金均等または元利均等割賦返済(元金返済据置不可) ※融資金額の50%以内の金額については、6ヵ月ごとのボーナス返済併用もご利用いただけます。 ※国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金を受給中の方で、当金庫に年金受取口座を有する方(当金庫に年金受取口座を指定する手続きをした方を含む)の場合は、隔月元金均等または元利均等割賦返済もご利用いただけます(約定返済日は偶数月15日)。ただし、元金返済措置および6ヵ月ごとのボーナス返済併用はご利用いただけません。			
保証人・担保	・(一社)しんきん保証基金が保証致しますので保証人、担保は必要ございません。			
保証料	・(一社)しんきん保証基金が定める保証料は、ご融資利率に含まれます。			
返済試算額の入手方法	・返済額の試算は、窓口またはホームページでご照会ください。			
手数料	・別紙「貸出条件変更等に伴う手数料一覧表」の通りの手数料が必要となります。			
苦情処理措置 紛争解決措置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時~17時、電話:0162-22-0625)にお申し出ください。 <紛争解決措置> 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。			
その他	・カードローン切替プランのご利用者は、カードローン切替プランを完済するまでは、当金庫、他金庫を問わず(一社)しんきん保証基金が保証するカードローンの新規契約はお取り扱いできません。 ・お申込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので予めご了承下さい。 ・現在のご融資利率につきましては、窓口へお問合わせ下さい。			